



長水企第353号  
令和8年1月27日

長浜水道企業団議会議長 様

長浜水道企業団  
企業長 三和 啓司

### 議案の送付について

令和8年2月3日開会の第184回長浜水道企業団議会定例会に下記の議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 令和7年度長浜水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第2号 令和8年度長浜水道企業団水道事業会計予算



このQRコードをタブレット  
またはスマートフォンで読  
み取ると、資料をダウンロ  
ードすることができます。

## 令和 7 年度長浜水道企業団水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度長浜水道企業団水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入および支出)

第 2 条 令和 7 年度長浜水道企業団水道事業会計予算第 4 条中、「資本的収入額 2,030,056 千円」を「資本的収入額 2,035,999 千円」に、「資本的支出額 2,855,473 千円」を「資本的支出額 2,900,802 千円」に、「不足する額 825,417 千円」を「不足する額 864,803 千円」に、「当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額 134,679 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 138,982 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 612,575 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 635,955 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 77,799 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 89,866 千円」に改め、同条に定めた資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
水道事業資本的収入	2,030,056	5,943	2,035,999
第 2 項 補助金	0	5,943	44,483
第 1 款 企業団資本的収入	159,875	5,943	165,818
第 2 項 補助金	0	5,943	5,943
(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
水道事業資本的支出	2,855,473	45,329	2,900,802
第 1 項 建設改良費	1,891,052	45,329	1,936,381
第 1 款 企業団資本的支出	661,647	17,829	679,476

第1項 建設改良費	179,247	17,829	197,076
第6款 木之本資本的支出	586,364	27,500	613,864
第1項 建設改良費	494,625	27,500	522,125
(債務負担行為)			

第3条 令和7年度長浜水道企業団水道事業会計予算第6条表に次の1行を加える。

水道料金調定収納システム改修	令和8年度	28,000千円
----------------	-------	----------

令和8年2月3日提出

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

## 令和8年度長浜水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度長浜水道企業団水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(1) 給水件数	(2) 年間給水量	(3) 1日平均給水量
水道事業	50,390 件	16,447 千m <sup>3</sup>	45,062 m <sup>3</sup>
うち企業団水道事業	33,590 件	9,883 千m <sup>3</sup>	27,077 m <sup>3</sup>
浅井水道事業	4,800 件	1,953 千m <sup>3</sup>	5,351 m <sup>3</sup>
湖北水道事業	2,950 件	1,134 千m <sup>3</sup>	3,107 m <sup>3</sup>
高月水道事業	3,770 件	1,434 千m <sup>3</sup>	3,929 m <sup>3</sup>
木之本水道事業	2,090 件	784 千m <sup>3</sup>	2,148 m <sup>3</sup>
余呉木之本水道事業	1,610 件	700 千m <sup>3</sup>	1,918 m <sup>3</sup>
西浅井水道事業	1,580 件	559 千m <sup>3</sup>	1,532 m <sup>3</sup>

## (4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業	事業費	811,921 千円
浄水施設等改良事業	事業費	96,875 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (千円)

	事業収益	第1項 営業収益	第2項 営業外収益
水道事業	2,801,655	2,314,376	487,279
第1款 企業団水道事業	1,865,405	1,565,236	300,169
第2款 浅井水道事業	252,239	215,599	36,640
第3款 湖北水道事業	152,495	129,930	22,565
第4款 高月水道事業	175,068	140,873	34,195

	事業収益	第1項 営業収益	第2項 営業外収益
第5款 木之本水道事業	170,693	131,575	39,118
第6款 余呉木之本水道事業	105,064	66,439	38,625
第7款 西浅井水道事業	80,691	64,724	15,967

支 出 (千円)

	事業費用	第1項 営業費用	第2項 営業外費用	第3項 予備費
水道事業	2,801,655	2,492,497	291,558	17,600
第1款 企業団水道事業	1,786,760	1,609,257	166,503	11,000
第2款 浅井水道事業	236,105	196,253	38,752	1,100
第3款 湖北水道事業	155,650	133,240	21,310	1,100
第4款 高月水道事業	161,375	138,547	21,728	1,100
第5款 木之本水道事業	211,311	185,401	24,810	1,100
第6款 余呉木之本水道事業	137,118	125,747	10,271	1,100
第7款 西浅井水道事業	113,336	104,052	8,184	1,100

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額 941,186 千円が資本的支出額 1,900,135 千円に対し不足する額 958,949 千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額 90,290 千円、当年度分損益勘定留保資金 702,463 千円、過年度分損益勘定留保資金 166,196 千円で補てんするものとする。）。

収 入 (千円)

	資本的収入	第1項 企業債	第2項 補助金	第3項 分担金
水道事業	941,186	732,900	20,662	187,624
第1款 企業団水道事業	438,690	410,600	20,662	7,428
第2款 浅井水道事業	61,891	15,700	0	46,191
第3款 湖北水道事業	83,667	36,900	0	46,767
第4款 高月水道事業	100,798	88,300	0	12,498
第5款 木之本水道事業	175,174	165,000	0	10,174
第6款 余呉木之本水道事業	45,287	16,400	0	28,887
第7款 西浅井水道事業	35,679	0	0	35,679

支 出 (千円)

	資本的支出	第1項 建設改良費	第2項 営業設備費	第3項 企業債償還金
水道事業	1,900,135	985,296	20,258	894,581
第1款 企業団水道事業	1,111,982	636,720	19,524	455,738
第2款 浅井水道事業	117,586	20,121	153	97,312
第3款 湖北水道事業	106,541	41,271	127	65,143
第4款 高月水道事業	152,291	92,671	138	59,482
第5款 木之本水道事業	267,835	169,371	108	98,356
第6款 余呉木之本水道事業	73,377	20,771	104	52,502
第7款 西浅井水道事業	70,523	4,371	104	66,048

(継続費)

第5条 継続費の総額および年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割
企業団 資本的支出	建設改良費	八条町送配水管 布設替工事	千円 660,000	8	千円 264,000
				9	264,000
				10	132,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下坂浜浄水場運転管理業務委託	令和9年度～令和11年度	247,000千円
水道料金調定収納システム更新	令和9年度	260,000千円
地域水道ビジョン策定業務委託	令和9年度	5,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 事業費	千円 732,900	証書借入 または 証券発行	% 年 8.0 以内	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政その他の都合により、据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還および低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

- (1) 職員給与費 483,981 千円
- (2) 交際費 200 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、42,232千円と定める。

令和8年2月3日提出

長浜水道企業団  
企業長 三和 啓司